4月21日(日)は一斉清掃の日です

みんなで協力して、公衆衛生の向上を図り、清潔で住みよい町にしましょう。

■清掃場所
住宅周辺、道路、河川、公園など
※地区によって、清掃場所や時間が異なります。詳細は、各行政区や班の指示に従ってください。

■清掃後のごみの排出先と排出方法
▽集めたごみは各地区の集積所にお願いします。
▽燃やすごみや燃やせないごみなどに分類し、指定袋に入れてください。
▽分別されていないものは、ルール違反ごみのステッカーが貼られる場合があります。

■分別区分
▽**びん**…油のびん、汚れが取れないものは「燃やせないごみ」に分別してください。
▽**ペットボトル**…汚れの取れないものは、「燃やすごみ」に分別してください。
▽**缶**…汚れの取れない缶は「燃やせないごみ」に分別してください。
▽**スプレー缶**…材質、汚れの取れないものなどに関わらず、穴を開けて「缶」に分別してください。
▽**プラスチック製容器包装、発泡スチロール、食品トレイ**…汚れの取れないものは「燃やすごみ」に分別してください。

■一般家庭ごみとの区別
▽一般家庭ごみと区分するため、一斉清掃で回収した袋にはマジックなどで「一斉清掃」と必ず記入し一斉清掃と分かるようにしてください。

■不法投棄による処理困難物や粗大ごみなどの取り扱い
▽不法投棄による処理困難物(ガスボンベ・バッテリー・鉄塊など)や粗大ごみ、家電リサイクル法対象機器および資源有効利用促進対象機器(テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機、パソコン)を発見した場合には、回収しないで現状のまま、町民福祉課または駐在所まで連絡してください。
(法律により罰則を適用します)

■回収
▽集められたごみは業者が一般家庭ごみと同じ収集日に収集運搬を行います。その間、集積所にごみが残っている場合があります。
▽側溝清掃などによる土砂、汚泥については回収できません。

■問い合わせ先
町民福祉課　☎46－5562

地産地消推進店などを認定します

町内で生産される農林水産物・畜産物やこれらを使った加工品を、積極的に販売している店舗、生産者、活用している給食実施事業所などを、「平泉きらめきごはん推進店」「平泉きらめきごはん推進者」「平泉きらめきごはん推進パートナー」として認定します。

■対象
①平泉きらめきごはん推進店
町産農産物などを積極的に販売および活用する、町内の飲食店・販売店・農産物直売所・宿泊施設および加工者など
②平泉きらめきごはん推進者
①の推進店および町内で営業している飲食店などに、町産農産物などを供給している町内に住所を有する農業者または生産者組織
③平泉きらめきごはん推進パートナー
町産農産物などを積極的に活用する、町内の給食実施事業所およびこの事業所に町産農産物などを供給する事業者など

■その他
認定に関する基準など事業の詳しい内容に関する説明会を、希望者を対象に開催します。

■申し込み・問い合わせ先
農林振興課　☎46－5564

育英資金の貸し付けを行っています

■出願資格
▽高校以上に在学し、保護者または本人が町内に居住している人
▽学業意欲が高く、経済的な理由により修学が困難な人
▽連帯保証人を2人(保護者と保護者以外の者)立てられる人

■受付期間
4月10日(水)～5月10日(金)

■提出書類
▽育英資金貸付願書(現在の学部・学科を志望した理由、将来の目標などについての作文を添付)
※書類は4月1日(月)から教育委員会窓口および町ホームページで取得できます。
▽住民票(願出人と保護者分)
▽在学証明書
▽所得証明書(家族の所得証明書か源泉徴収票の写し)

■貸付金
①高校＝月額1万2千円以内
②高専＝月額2万円以内
③大学・大学院・専門学校など＝月額4万5千円以内

■貸付期間…平成31年4月から

■貸付決定…選考委員会を経て町長が決定します。

■申し込み・問い合わせ先
教育委員会　☎46－5576

町への移住・定住を促進するため町有地を分譲します

■物件概要
①施設までの距離
平泉小、平泉中まで約2・4㌔
②都市計画区域…第1種住居地域
③建ぺい率・容積率…60%・200%
④設備…上水道あり、下水道区域外

■申込受付期間
4月1日(月)から開始
午前8時30分～午後5時15分
※土曜、日曜日と祝日は除きます。
※2区画とも譲受人が決まり次第受け付けを終了します。

■申し込みの資格
①住宅を建築するための宅地を必要としていること。
②申込者またはその配偶者が満20歳以上45歳未満であること。ただし、45歳以上の場合でも分譲の申し込み日現在で小学生以下の子どもがいる人も対象となります。
③申込者に同居しようとする人がいること。

■分譲の条件
①宅地を住宅用地以外の目的に使用できません。
②宅地の引き渡しを受けた日から2年以内に住宅建築に着手し3年以内に完成させること。
③宅地の売買契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

■提出書類
①平泉町定住促進宅地分譲申込書
②住民票
③納税証明書または非課税証明書
④確約書
※①、④はまちづくり推進課で配布および町ホームページに掲載しています。

■注意事項
①敷地内には桜の植栽があり、現状のままで分譲します。現地を確認し了解の上申し込みください。
②町道から敷地内への取付口は町で整備します。
③申し込み順に受け付けし、申込者が資格を有するか審査を行い、譲受人を決定します。

■申し込み・問い合わせ先
まちづくり推進課　☎46－5578

区画 No.	所在地	面積(㎡)	分譲価格(円)
No. 1	平泉字坂下53番18	367. 83	2, 834, 000
No. 2	平泉字坂下53番17	347. 21	2, 809, 000
No. 3	済	―	―

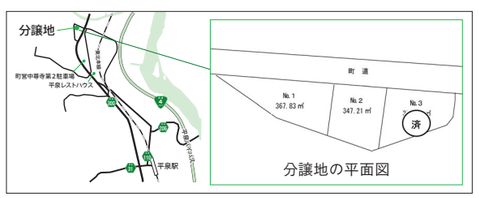

分譲地の平面図

春の狂犬病予防注射を実施します

「狂犬病予防法」により、狂犬病予防注射は年1回の接種が義務付けられています。国内での流行を防ぐため、ご協力をお願いします。

■接種対象…生後91日以上の全ての犬

■料金…3100円
※お釣りのないように準備をお願いします。

■注意事項
▽注射時には、保健センターから送付されるハガキと注射料金を忘れずに持参してください。
▽注射中に犬が逃げ出すことのないよう、事前に首輪などの点検をお願いします。
▽排泄物の処理は、飼い主が責任を持って行ってください。
▽訪問注射を希望する場合や期間中に注射を受けられない場合は、後日動物病院に連絡の上、接種してください。

■その他
当日、注射会場では犬の登録も実施します。登録料は3000円(注射料金と別途)です。

■問い合わせ先
保健センター　☎46－5571

狂犬病予防注射は毎年受けよう！

春の狂犬病予防注射の日程

期日	場所	時間
4月10日(水)	14区公民館	9:00～9:15
	長部地区交流センター	9:30～9:45
	小島神社鳥居付近	10:00～10:15
	20区コミュニティセンター	10:30～10:40
	旧小島小学校付近	10:55～11:10
	長島体育館	11:25～11:55
4月11日(木)	大佐公民館	9:00～9:15
	佐野公民館	9:30～9:40
	祇園公民館	9:50～10:00
	12区町浄水場付近	10:15～10:30
	13区公民館	10:45～11:00
	2区公民館	11:15～11:30
	瀬原屯所付近	11:45～11:55
4月12日(金)	3区雷神社付近	9:00～9:05
	戸河内コミュニティセンター	9:20～9:25
	小野寺誠吉さま宅付近	9:40～9:45
	4区ふれあいセンター	10:00～10:10
	5区公民館	10:25～10:35
	6区河原橋付近	10:50～11:00
	7区公民館	11:15～11:25
	町保健センター	11:40～12:10